業務委託仕様書

- 1. 委託業務名 立ち直りのための青少年の居場所づくり委託事業
- 2. 委託期間 令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)
- 3. 業務内容 小倉駅及びその周辺繁華街において、立ち直りのための青少年支援 拠点を運営する業務について委託する。

【青少年支援拠点の運営について】

- (1) 目的
- 非行少年の犯罪、再犯の阻止
 - ・非行少年等の就学・就労に向けた関係機関への 引継ぎ
 - ・修学・就労支援サービスへの非行少年の誘導
 - ・深夜はいかいに伴う危険からの一時避難措置
- (2)場所 青少年の滞留スペースがあれば、他目的で利用 している事務所との兼用を認める。

上記の場合、事務所の借り上げ等にかかる経費 は本業務委託に係る経費に含めてはならない。

(3) 開設時間 午前 O 時から午前5時まで 及び午後 10 時から翌午前 O 時まで

(実際の開業時間は午後10時から翌午前5時まで)

- *土・日・祝日等は、深夜はいかい等の状況を踏まえ、市と協議の上、開設時間を変更することができる。
- (4) 体制 2名体制
 - *本市における青少年の非行の実態を熟知しており、立ち直りのための相談、助言等を行える者。
- (5)業務 青少年支援拠点が行う業務は以下の項目である。 なお、業務の詳細は(6)以降に示す。
 - 深夜はいかい青少年への声かけと青少年支援拠 点への誘導
 - 話し相手となり、悩み等の相談を受ける(状況 確認)
 - 深夜はいかいや薬物乱用の危険性の周知
 - 「自分を大切にする心」や規範意識の涵養
 - 対象者の状態に応じた、生活習慣の改善や健康 管理、就労等に関する相談・助言の実施
 - 対象者のニーズに応じた立ち直り支援機関、修

- 学・就労相談窓口等の紹介、引き継ぎ
- 活動日報の作成
- その他青少年支援拠点の運営に必要な業務

(6)業務詳細

□深夜はいかい青少年への声かけと青少年支援拠点への誘導 小倉駅及びその周辺繁華街で、深夜はいかいしている青少年 に声かけを行う。対象青少年の様子を見ながら、深夜はいかい や薬物乱用の危険性を周知するとともに、帰宅指導などを行う。 また、対象者に帰る術がなく、本人の同意があった者について は、青少年支援拠点への誘導を行う。

但し、対象者の年齢、性格等を総合的に判断し、犯罪被害者となる危険性が高いと考えられる場合(女子小中学生や、判断力に欠ける者など)で、帰宅指導や拠点への誘導に従わない場合には、警察等関係機関に通報するものとする。

- 口話し相手となり、悩み等の相談を受ける(状況確認) 対象者の様子を見ながら、雑談等を通じて、本人の状況や連 絡先等を確認する。
- □深夜はいかいや薬物乱用の危険性の周知 深夜はいかいや危険ドラッグその他薬物等の危険性を明らか にし、こうした行為に及ばないよう指導する。
- □「自分を大切にする心」や規範意識の涵養、対象者の状態に応 じた、生活習慣の改善や健康管理、就労等に関する相談・助言 の実施

「自分を大切にする心」や規範意識の涵養、さらには生活改善及び健康管理、就労等に関する相談や助言を行う。

また、自社のネットワーク等を活用して就労受入先を開拓するとともに、対象者の状況に応じて就労支援を行う。

□対象者のニーズに応じた立ち直り支援機関や修学・就労相談窓□ 等の紹介、引き継ぎ

市の相談窓口一覧等を参照して、本人同意の上で、対象者に適切な窓口を紹介、又は引き継ぎをする。

*なお、日中に引き継ぎ業務を行った場合は、夜間のパトロール活動の勤務と振り替えることができる。但し、この場合でも、 拠点は夜間開設し、最低限必要な人員を配置するものとする。

口活動日報(別紙1)の作成

活動状況に関する日報を作成し、当日勤務終了時に、北九州市子ども家庭局こども若者成育課に報告する。

(報告事項) 声かけ件数、拠点への誘導者数、相談・助言 を通じた指導事項等。

口定例報告

四半期ごとにその間の動向等、毎月の報告書とは別途に情報 共有の場を設ける(日時、場所については、その都度調整の上、 決定する)。

なお、対面にて口頭での報告で可とするため、書類等は不要。

口その他青少年支援拠点の運営に必要な業務

拠点の運営に必要な軽食や物品の購入を行う。購入物品(一万円以上の備品に限る)については、月末報告書に、領収書を添付するものとする。なお、当該物品は、期間中受託者に貸与するものとし、期間終了後、市に返納するものとする。

- 4. 業務計画書 業務計画にあたり、毎月1日に、勤務シフトを明示した業務計画書 (別紙2)を提出する。なお、月途中に勤務シフトに変更を生じた場合は、次の月末報告書にその旨を記載すること。
- 5. 月末報告書 毎月末に勤務実績(別紙3及び勤怠管理データ等)を示す資料を提出する。
- 6. 支払い方法 毎月末、業務履行確認後、正当請求により支払い
- 7. 成果物 業務終了後、7日以内に活動日報をまとめ、活動報告書として、北九州市子ども家庭局こども若者成育課に提出するものとする。

(受託者) 【印省略】

住所: 氏名:

活動日報

日時				
勤務者				
パトロール				
パトロール				
における声掛け				
来訪				
1,1575				
特記事項	電話相談:20代以上	件	10代	
10007-25	メール等相談:20代以上	· · · 件	10代	件
		IΓ	1011	11
 こども若者				
成育課欄				
くてころご送				

北九州市長 武内 和久 様

「立ち直りのための青少年の居場所づくり委託事業」(月分)の実施にあたり、下記のとおり、業務計画書(勤務シフト表)を提出します。

業務計画書(勤務シフト表)

曜日	火	水	木	金	土	В	月
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
月	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

令和 年 月 日

(受託者)

住所:

氏名: 印

【勤務者一覧表】

略 歴

北九州市長 武内 和久 様

契約期間

月末報告書

立ち直りのための青少年の居場所づくり委託事業」(月分) の業務終了にあたり、
別紙勤務実績を示す資料を添付して報告します。	

令和7年4月1日~令和8年3月31日

契約履行期間	令和	年	月	\Box	~	月	
添付資料							
特記事項							
令和 年	月	В					
					(受託	老)	
					住所		
					氏名	:	EΠ